

湖西市水道使用量の認定及び漏水等に係る減量水量の適用に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、湖西市給水条例（平成10年湖西市条例第11号。以下この条及び次条において「条例」という。）第26条及び湖西市給水条例施行規程（昭和63年湖西市水道企業管管理規程第2号。以下この条において「規程」という。）第19条の規定による使用水量の認定並びに漏水等の発生時に条例第34条及び規程第21条第2項の規定に基づき料金を軽減する際に用いる減量水量の適用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用水量 条例第25条の規定により算定した料金に係る水量をいう。
- (2) 実績水量 前年同期の使用水量（前年同期において使用者の世帯構成人員の増減、使用形態の変動、長期漏水、季節変動等により実績水量として認定できない場合は、前2月の使用水量又は前2月より前の使用期間若しくは修理工事完了後における一定期間に使用した水量を日割計算したものを基に算出した水量）をいう。
- (3) 漏水量 使用水量から実績水量を差し引いた水量をいう。
- (4) 減量水量 条例第4条各号に掲げる漏水等が発生した場合において、料金の軽減のために使用水量から差し引く水量をいう。
- (5) 不表現漏水 地中埋設部及び壁面内部に漏水する等、使用者が注意をもって管理していたにもかかわらず客観的に発見が困難であると判断される漏水をいう。
- (6) 表現漏水 不表現漏水を除く全ての漏水をいう。

(使用水量の認定)

第3条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、使用水量の認定を行うものとする。

- (1) 使用者が恒常的に不在のため使用水量を計量できない場合
- (2) 量水器が土砂、汚水、量水器の損傷等により使用水量を正確に計量できない場合
- (3) 量水器ボックスの上の移動不可能な重量物その他の障害物のため、使用水量を計量できない場合

(4) 公共施設及び公共施設に準ずる施設において使用水量が不明となった場合

(5) 災害による場合

2 前項の認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準により行うものとする。

(1) 前項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合 実績水量を使用水量として認定

(2) 前項第4号に該当する場合 誓約書の提出をもって、別表の基準により使用水量を1回に限り認定

(3) 前項第5号に該当する場合 関係各所と協議の上認定
(減量水量の適用の対象)

第4条 市長は、次に掲げる漏水等のいずれかが発生した場合は、使用水量から減量水量を差し引いて料金を算定できるものとする。

(1) 不表現漏水

(2) 表現漏水

(3) 受水槽漏水

(4) 市が行う配管工事等に伴う濁水放流

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する場合は、別表の基準により減量水量を算定するものとする。

(減量水量の適用の対象期間)

第5条 前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合において、減量水量の適用を可能とする期間は、漏水修理の完了日以前1年以内とし、適用する月数は4月を限度とする。

(減量水量の適用申請等)

第6条 減量水量の適用を受けようとする者は、給水装置修理の完了日以後1年以内に漏水等による使用水量減量適用申請書(様式第1号。次項において「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の内容を審査し、減量水量の適用を決定した場合には漏水等による使用水量減量適用決定通知書(様式第2号)を、不適用の決定をした場合には漏水等による使用水量減量不適用決定通知書(様式第3号)を速やかに申請者に通知するものとする。

(減量水量の適用の取消し)

第7条 市長は、前条第2項に規定する減量水量の適用の決定を受けた者が、虚偽の申請その他の不正な方法により決定を受けた場合は、決定を取り消し、決定通知前の使用水量とするものとする。

(減量水量の適用除外)

第 8 条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、減量水量の適用をしないものとする。

- (1) 漏水量が 2 月で 10 m³に満たない場合
- (2) 修理完了日以後 1 年以上を経過した場合
- (3) 漏水修理が湖西市指定給水装置工事事業者により施工されなかった場合
(給水装置の軽微な変更又は給水装置の構造及び材質が水道法（昭和 32 年第 177 号）第 16 条の政令で定める基準に適合していると確認された場合を除く。賃貸物件における漏水等についても同じ。)
- (4) 給水栓（蛇口）の故障を原因として漏水した場合
- (5) 使用者が故意に給水装置を破損し漏水した場合
- (6) 工事（完成後 1 年以内のものに限る。）の施工不良が原因で漏水した場合
- (7) 不正工事を原因として漏水した場合
- (8) 使用者が善良な管理注意義務を怠って漏水した場合
(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 減量水量の適用に関する規定は、この規程の施行の日以後に漏水修理が完了したものについて適用し、同日より前に漏水修理が完了したものについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

漏水等原因内容	減量内容				
不表現漏水	漏水量の1/2を減量する。 ただし、使用水量が実績水量の5倍を超えるときは、漏水量の2/3を減量する。				
表現漏水	漏水量の1/3を減量する。 ただし、使用水量が実績水量の5倍を超えるときは、漏水量の1/2を減量する。				
受水槽漏水	満減水位警報装置の設置がある受水槽については、漏水量の1/2を減量する。 ただし、使用水量が実績水量の5倍を超えるときは、漏水量の2/3を減量する。 なお、満減水位警報装置のない受水槽については、その設置を条件に減量することができる。				
濁水放流 (1時間につき)	口 径				
	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm
	1.0 m ³	1.5 m ³	2.0 m ³	3.0 m ³	5.0 m ³
第3条第1項第4号の規定により公共施設又は公共施設に準じる施設の使用水量の認定をする場合においては、不表現漏水による減量水量が適用されたとみなして使用水量の認定を行う。					